

産業廃棄物適正処理に係る業種別事例集

～公務編～のご紹介

第6回 岡山県の事例

(公財) 日本産業廃棄物処理振興センターでは、環境省から委託を受けて、自治体や国(省庁)が産業廃棄物の適正処理や電子マニフェスト普及促進のために活用できるものとして、公務(上下水道業を含む。)を対象に、排出事業者における産業廃棄物の適正処理に関する取組事例や電子マニフェストの活用事例を調査し、排出事業者責任の徹底と産業廃棄物の適正処理に関する体系立った理解や意識の向上を促すことを目的とした事例集を作成しました。(令和4年3月)

第6回は、事例集の中から岡山県環境文化部循環型社会推進課が中心となって実施している県全体における電子マニフェストの導入促進の取組みや、岡山県環境保健センターにおける産業廃棄物の適正処理や電子マニフェスト利用に関する取組み(令和4年3月時点)を一部抜粋し掲載します。

県全体の廃棄物処理法の遵守及び 電子マニフェスト普及に関する取組み

1 廃棄物処理法の遵守に関する取組み

- ・環境マネジメントシステムに係る事務担当職員を対象とした研修会を毎年実施しており、その中で廃棄物処理法の概要をはじめ、委託契約書やマニフェストの取扱い及び委託先の現地確認の努力義務など、排出事業者としての留意事項を周知し、法を遵守
- ・循環型社会推進課等、廃棄物担当課は、立入検査などを通じて処理業者の情報を多く把握していることから、排出部署からの処理業者に関する問い合わせや廃棄物処理法に関する各種相談に随時対応し、必要な情報を提供

2 電子マニフェストの導入に関する取組み

○ 岡山県グリーン調達ガイドラインの概要

- ・県の環境物品等の調達の推進に関する方針として「岡山県グリーン調達ガイドライン」を定めている。ガイドラインでは、「産業廃棄物の委託処理業者への引渡しにあたっては、産業廃棄物管理票に代えて電子マニフェストを利用すること」、「廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の処理に係る委託

契約書については、その仕様書に「電子マニフェストを利用すること。」を明記すること」を規定

- ・ガイドラインでは、産業廃棄物の処理委託先選定において再生利用が可能な処理業者へ委託するよう努めることについても規定

○ 電子マニフェスト導入の経緯

- ・平成19年度に、法令遵守に高い効果のある電子マニフェストの利用に率先して取り組むことや、産業廃棄物管理票交付等状況報告書による事務の回避等の事務負担軽減を目的として、県が産業廃棄物を処理委託する場合は電子マニフェストを利用する取組みを開始し、平成20年1月1日以降に産業廃棄物を処理委託するものに全面適用
- ・平成19年12月に県内の産業廃棄物処理業者に対して電子マニフェストの導入に関する事務連絡を行い、県が排出する産業廃棄物の処理を受託する場合は、電子マニフェストシステムに加入するよう依頼

○ 電子マニフェストの運用方法

- ・県の全部署における電子マニフェストの加入手続き、ID管理は、基本的に循環型社会推進課が一括して行い、県の全部署に関する電子マニフェストの加入数は14(A料金1加入、B料金13加入)であり、電子マニフェスト登録件数に応じて循環型社会推進課が各課所にサブIDを割り振る
- ・電子マニフェストの基本料、使用料は循環型社会

- 推進課が負担し、委託処理費は各課所が負担
- 電子マニフェストは、原則、産業廃棄物を引き渡した日に登録
- 各課所で処理業者と委託契約を結ぶ際には、「電子マニフェストの利用」を明記

○ 電子マニフェスト導入の課題

- 排出事業者と収集運搬業者、処分業者の3者が加入する必要があることから、各委託処理業者への周知と理解を得ることに時間を要する

○ 電子マニフェスト導入の効果

- 令和2年度に県が産業廃棄物を処理委託した際のマニフェスト利用件数として、循環型社会推進課が管理・把握している件数は711件で、電子マニフェスト利用率は100%

岡山県環境保健センターにおける取組み

1 施設概要、実績

○ 庁舎概要

- 庁舎所在地：岡山市南区内尾 739-1
- 施設名：岡山県環境保健センター
- 業務等：環境保全および保健衛生に関する総合的な試験研究機関で、各種試験検査、調査研究、監視測定、情報収集・解析、研修指導などに併せて、環境学習の拠点の一つとして環境学習事業を行う

○ 主な産業廃棄物の排出量（令和2年度実績）

廃棄物区分	普通産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	
排出量	42.3 t		1.3 t	
排出する主な産業廃棄物の種類	廃プラスチック類 27.3 t	汚泥 3.4 t	廃油 0.5 t	廃酸 0.4 t
	廃酸 2.6 t	ガラスくず 9.0 t	感染性廃棄物 0.4 t	
排出する主な事業系一般廃棄物	可燃ごみ 3.9 t			

○ 主な発生物の処理方法

- 環境保健センターが排出する廃プラスチック類は、すべて産業廃棄物処理業者に委託処理して、固形

燃料（RPF）に再生

2 委託先処理業者選定

○ 処理業務の発注形態

- 産業廃棄物処理委託契約は委託額の区分から随意契約

○ 処理業者の情報収集

- 処理業者に関する情報は、環境部局への確認や、入札参加資格登録の情報を確認

○ 選定方法・選定基準

- 許可期限、許可品目、処理能力、電子マニフェストに加入しているか、リサイクルが可能であるか等を確認

3 委託契約・事前打合せ

○ 委託契約

- 委託先処理業者数は、収集運搬業者が2社、中間処理業者が4社、収集運搬・処分を兼務する業者が1社（委託先の業者は一部、収集運搬業者と中間処理業者が重複）
- 担当者が廃棄物処理法で定める記載事項を確認し、また、法定記載事項以外に必要な項目を追加し、契約書を作成

○ 廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

- 収集運搬業者とは委託する廃棄物の性状や量、廃棄物引渡し方法、積込み手順について事前に打合せを実施

4 電子マニフェスト運用状況

○ 電子マニフェストの運用方法

- 循環型社会推進課が県の課所の担当者を対象とした電子マニフェスト導入のための説明会の開催や県内の処理業者への事務連絡を行う等、電子マニフェストの導入の準備を整えたため、環境保健センターでは電子マニフェストの導入にあたり苦労はなかった
- 3名の引渡担当者が年におおよそ35件の電子マニフェストを登録
- 電子マニフェストの情報を収集運搬業者、処分業者への処理費用委託料の支払い等の経理業務に活用